



吉川市こども発達センター

保育所等訪問支援 概 要



保育所等訪問支援とは

- ・ 保育所等訪問支援事業は、児童福祉法に基づく通所支援サービスです。
- ・ 保育所等（保育所、幼稚園、こども園）を利用する配慮を必要とする児童が楽しい集団生活を送れるように、訪問支援員が保育所等を訪問し、児童への専門的な支援や訪問先のスタッフの皆様の関わり方の工夫など助言を行います。
- ・ 訪問支援員は療育等の経験を持つ専門職員です。

対象児（以下の項目すべてに該当する児）

- ・ 保育所等訪問支援事業の通所給付決定者
（市障がい福祉課で上記内容の受給者証を取得する必要があります）
- ・ 発育や発達に遅れ、または心配がある保育所等（保育所、幼稚園、こども園）に通っている児童

利用料

児童福祉法により定められた金額の1割（所得に応じて限度額あり）
※ 幼保無償化に伴い、3～5歳児の利用料は無料になります



利用の流れ

契約の際に保育所、幼稚園、こども園等での児童の様子や、保護者の方の要望等について面談させていただきます。



児童の様子や保護者の方の要望等をふまえ、「個別支援計画」を作成します。



実際に訪問支援を開始します。訪問支援の後、どのような取り組みを行ったか、保護者の方に報告させていただきます。



児童の様子や今後の課題や取り組みについて面談を行った上で定期的に個別支援計画の見直しを行います。

連絡先

電話 048-983-4800

住所 〒342-0055 吉川市吉川2-1-13

